

「住まいの提案力 UP 講座（入門編）」利用規約

一般社団法人高齢者住宅協会（以下、「当協会」という）は、国土交通省が2019年3月28日に公表した「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）の普及促進に取り組んでいる。高齢期の状態変化を踏まえ、高齢期の住まいと住まい方について適切に提案できる人材が必要と考え、高齢期の居住の場の選択の支援に資する人材を育成するため「住まいの提案力 UP 講座（入門編）」（以下、「本講座」という）をオンラインにて開講し、利用規約を以下のとおり定める。

本講座の申込の前に必ずこの規約をご確認の上、受講申込の手続きをすること。

第1条（目的）

高齢期の豊かな暮らしの実現に向けて、「ガイドライン」を活用した高齢期に適切な住まいと住まい方を提案できる以下の人材を育成することを目的とする。

- ① 高齢期のライフステージと心身の変化を体得し、早めの意思決定を促せる人材
- ② 健康寿命を延ばすために、住まいと暮らしに必要なポイントを知り、提案できる人材
- ③ 介護が必要になっても、自宅に住み続けられる住まいと住まい方を知り、提案できる人材

第2条（受講対象者）

本講座の受講対象者は以下の者とする。

- ① 高齢期の住まいの相談窓口に従事する者
- ② 住宅改修に従事する者
- ③ 地方公共団体職員
- ④ その他（高齢者、今後高齢期を迎える者）

第3条（位置付け）

本講座は「介護と住まいの相談員」資格講座の入門編であり、本講座を修了していることを今後開講予定の応用編、実技・体験編の受講の要件とする。

第4条（開講期間）

本講座は、2021年2月15日より開講し、終期については、その1カ月前に発表通知する。

第5条（受講に要する時間）

本講座は、約7時間程度を要する内容である。またオンライン講座であるため、パソコンやスマートフォン等の利用により、時間の制約を受けることなく受講することが可能である。

第6条（受講費用）

本講座の受講費用は、2021年2月15日～2021年3月31日の期間は無料とする。2021年4月1日以降の受講費用については、改めて発表するものとする。

第7条（申込方法）

本講座は、インターネット上で『UMU』（ユームテクノロジージャパン株式会社が提供する LMS（Learning Management System））を利用して実施するものであり、その申込方法は、別途定めるものとする。

第8条（著作権）

受講者は、本講座のコンテンツについて、無断複製・無断転載することはできない。

第9条（禁止事項）

- 1 受講者が以下の各号のいずれかに該当した場合には、当協会は、事前に通告なく、直ちに受講を停止することができるものとする。
 - ① 法令又は本規約等に違反した場合
 - ② 当協会や第三者の著作権・隣接著作権を含む知的財産権を侵害した場合
 - ③ 本講座の運営を妨害した場合
 - ④ 受講者が反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係を有する者であった場合
 - ⑤ 受講者名で受講者以外が本講座を受講したとき
 - ⑥ その他受講者として不適切と当協会が判断した場合
- 2 前項に従って当協会が受講を停止したことにより、受講者又は第三者に損害が発生しても当協会は一切の責任を負わない。

第10条（確認テスト）

本講座の各章とすべての講座終了後に確認テストを設ける。すべての講座終了後に実施する確認テストにおいて、80%以上の正答をもって、本講座の修了とする。また、希望者には「修了証」を有料(¥1,500)で発行するものとする。なお、確認テストは何回でも受けることができる。

第11条（本講座の利用環境）

- 1 受講者は本講座受講のために必要とされる端末機器、ソフトウェア、インターネット接続、電気通信回線等を自らの負担と責任で準備し維持しなければならない。
- 2 推奨する端末機器やインターネットの利用環境は、別途マニュアルに定める。
- 3 迷惑メール設定等により、当協会からのメールを受信できないようにされている場合は、設定の変更をすること。
- 4 受講者が何らかの事情で本講座を受信できなくなった結果、損害が発生した場合においても、当協会は一切の責を負わない。
- 5 受講者のインターネット環境、視聴環境に伴う不具合、通信手段のアプリ利用により発生する損失、被害等について、当協会は一切の責を負わない。

第12条（規約変更）

- 1 当協会は当協会ホームページ上での告知により、受講者の事前の承諾なく本規約を変更することができるものとする。
- 2 本規約の内容を変更する場合、当協会は事前に変更の内容及び効力発生時期を、本協会ホームページ上に明示した上で、十分な期間を経てから変更するものとする。ただし、利用者に不利にならない事項及び軽微な事項についてはこの限りではない。

第 13 条（本講座の中断又は停止）

- 1 当協会は、システムの定期保守点検や緊急点検を行う場合、システムに負荷が集中した場合、本講座の運営に支障が生じると当社が判断した場合、受講者のセキュリティを確保する必要性が生じた場合その他必要があると当協会が判断した場合には、事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断又は停止する等の必要な措置をとることができる。
- 2 前項による本講座の中断または停止により受講者に損害について、当協会は一切の責任を負わない。

第 14 条（個人情報の取扱い）

当協会は、別途定めるプライバシーポリシーに従う。

第 15 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとする。

第 16 条（管轄合意）

- 1 本規約に関し受講者と当協会との間で紛争が生じた場合には、誠実に協議し、これを解決するものとする。
- 2 前項の協議にも係わらず、協議しても解決しない場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2021年2月15日制定